

第6章 調査計画書についての知事の意見

「蓮田都市計画事業（仮称）高虫西部地区土地区画整理事業環境影響評価調査計画書」に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき、埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

環政第900号

令和2年3月3日

蓮田市長 中野 和信 様

埼玉県知事 大野 元 裕



蓮田都市計画事業（仮称）高虫西部地区土地区画整理事業
環境影響評価調査計画書について（通知）

埼玉県環境影響評価条例第8条の規定に基づき、標記調査計画書について別紙のとおり意見を述べます。

意見書

蓮田都市計画事業（仮称）高虫西部地区土地区画整理事業についての環境影響評価は、下記の事項を勘案して調査、予測及び評価の実施、並びに環境保全措置の検討を行うこと。

記

1 事業計画について

事業計画については、計画地内及び農地を含むその周辺地域の環境保全に十分に配慮した内容とし、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、具体的な土地利用計画を定めること。

2 調査、予測及び評価について

（1）全般的事項

調査計画書では、進出予定企業が未定のため、最大の負荷が見込まれる業種として製造業、流通業を想定しているが、環境影響評価項目については一部、選定不要としているものもある。

予測及び評価については、事業内容及び周辺環境への影響（交通流への影響を含む）をより具体的に把握及び想定し、必要に応じて評価項目や調査地点の追加をする等、適切に実施すること。

（2）動植物及び生態系

ア 計画区域は河川に囲まれた土地であることから、水辺環境の動植物については希少種に限らず、身近な生物にも配慮して予測及び評価を進めること。

イ 休耕田の状況など、計画地の植生の経年変化を考慮した上で、調査、予測及び評価を行うこと。

（3）景観

ア 自然とのふれあいの場の利用者や日常的な散策者等に聞き取り調査をし、景観変化の影響を評価すること。

イ 雑木林の一部がなくなる場所においては、雑木林がなくなった時点での景観像に対する予測及び評価を行うこと。

ウ 盛土による綾瀬川の水辺景観への影響の予測及び評価を行うこと。

3 環境保全措置について

当事業で講ずる環境保全措置により、計画区域の動植物、生態系及び景観等の改善や向上につながるよう、地区環境の創出を図ること。